

告 示

埼玉県告示第五十三号

測量計画機関である国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課

二 作業種類

国土調査補助基準点測量

三 作業地域

川越市

四 作業期間

平成二十七年九月一日から平成二十八年三月三十一日まで